

第4回岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

日 時：平成28年8月22日（月） 14時～

場 所：岐阜県トラック協会会議室

岐阜市日置江2648-2（岐阜県自動車会館3階）

議 事 次 第

1. 開 会
2. 挨 拶（中部運輸局自動車交通部長）
3. 議 題
 - （1）パイロット事業（実証実験）について
 - ・対象集団の選定について
 - ・平成28年度パイロット事業（実証実験）の実施について
 - （2）今後の協議会の進め方について
 - （3）その他
4. 挨 拶（岐阜労働局労働基準部長）
5. 閉 会

議事次第、委員名簿、出席者名簿、配席図

資 料 1 パイロット事業の対象集団

資 料 2 パイロット事業の進め方とスケジュール

参考資料1 リーフレット（労働時間のルール）周知のお願い文書

参考資料2 トラック業界における長時間労働の抑制に向けた取組について

参考資料3 トラック輸送取引・労働時間関係セミナー i n 中部(9/20)の開催案内

参考資料4 第1回トラック運送業の適正運賃・料金検討会(7/13)資料

岐阜県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

| | |
|--------|------------------------------------|
| 土井 義夫 | 朝日大学経営学部大学院経営学研究科 准教授 |
| 山田 英治 | 岐阜県商工会議所連合会 専務理事 |
| 安藤 正弘 | (一社)岐阜県経営者協会 専務理事 |
| 長縄 隆 | (一社)岐阜県経済同友会 専務理事 |
| 小池 孝幸 | (株)バローホールディングス 物流部長 |
| 松原 芳久 | イビデン(株) 総務部長 |
| 大羽 浩司 | K Y B(株) 生産企画部課長 |
| 後藤 成人 | K Y B(株) 生産管理部課長 |
| 渡邊 修 | 日本労働組合総連合会岐阜県連合会 交通労連執行委員長 |
| 高橋 英彦 | 全日本運輸産業労働組合岐阜県連合会 執行委員長 |
| 山口 嘉彦 | (一社)岐阜県トラック協会副会長 (株)エスラインギフ代表取締役社長 |
| 田口 利壽 | 東海西濃運輸(株)代表取締役会長 |
| 清水 豊太郎 | 清水産業(有)代表取締役社長 |
| 遠藤 亮 | 越美通運(株)代表取締役社長 |
| 本間 之輝 | 岐阜労働局長 |
| 鈴木 昭久 | 中部運輸局長 |
| 原 公寛 | 岐阜運輸支局長 |

資料1

パイロット事業対象集団

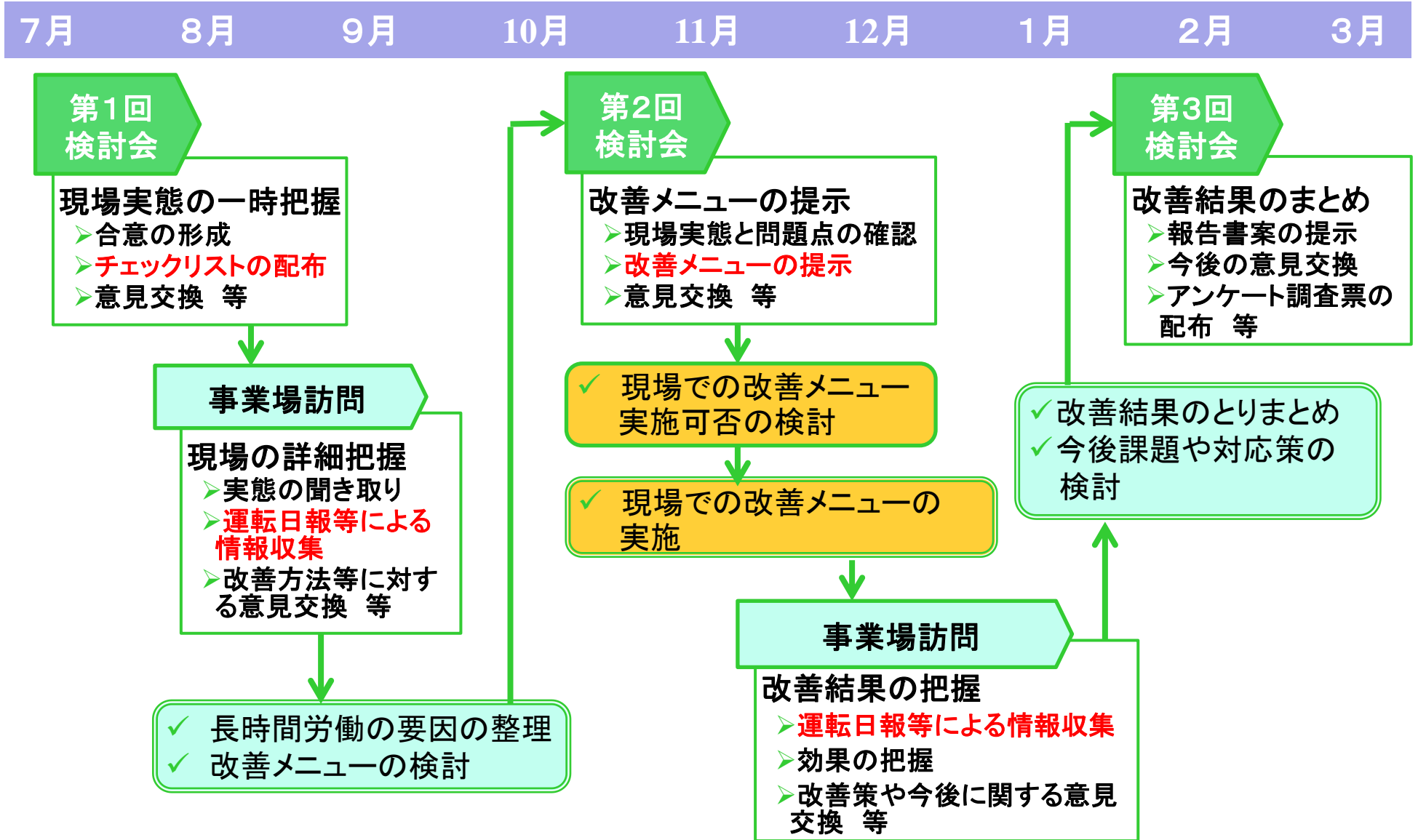
(岐阜県地方協議会)

| 区分 | 名称 | 所在地 | 主な荷の種類 (実運送業者以外については業種を記載すること) |
|---------|------------------|------------------|-----------------------------------|
| 発荷主 | 株式会社 バローホールディングス | 岐阜県多治見市大針町661-1 | スーパーマーケット事業 |
| 元請運送事業者 | 中部興産 株式会社 | 岐阜県可児市大森字奥洞989-1 | 食料品 |
| 下請運送業者 | 秋田運輸 株式会社 | 愛知県一宮市浅野字八幡裏8 | 食料品 |
| 着荷主 | 株式会社 バロー | 岐阜県多治見市大針町661-1 | スーパーマーケット事業 |

3 スケジュール

| 作業項目 | 年月 | | 平成 28 年 | | | | | | | | | 平成 29 年 | | |
|----------------------|----|----|---------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|---------|---|--|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| チーフアドバイザー | | | | | | | | | | | | | | |
| ①年間スケジュール作成 | ■ | | | | | | | | | | | | | |
| ②チェックリスト作成 | | ■ | ■ | | | | | | | | | | | |
| ③打合せ会議 | | ○ | | | | ○ | | | | | ○ | | | |
| ④検討会（1回目） | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| ⑤アドバイザーと協議・相談 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| ⑥個別訪問の分析（1回目） | | | | | ■ | ■ | ■ | | | | | | | |
| ⑦検討会（2回目） | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| ⑧個別訪問の分析（2回目） | | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| ⑨アンケートの作成 | | | | | | | | | ■ | ■ | ■ | | | |
| ⑩検討会（3回目） | | | | | | | | | | | | ○ | | |
| ⑪報告書等作成 | | | | | | | | | | | | ■ | ■ | |
| アドバイザー | | | | | | | | | | | | | | |
| ①打合せ会議 | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | | | |
| ②検討会（1回目） | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| ③チーフアドバイザーと協議・相談 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| ④個別訪問（1回目） | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | | |
| ⑤検討会（2回目） | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| ⑥個別訪問（2回目） | | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| ⑦検討会（3回目） | | | | | | | | | | | | ○ | | |
| 事務局 | | | | | | | | | | | | | | |
| ①打合せ会議・検討会の案内通知作成・発送 | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | | | | |
| ②打合せ会議・検討会の資料作成 | ■ | ■ | | | | | | | | | | | | |
| ③チェックリスト年間スケジュール作成補助 | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | | | | |
| ④打合せ会議調整 | ■ | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤打合せ会議出席 | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | | | |
| ⑥検討会（1回目）の日程調整・資料作成 | | ■ | | | | | | | | | | | | |
| ⑦検討会（1回目） | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| ⑧チェックリストの発送 | | | | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | |
| ⑨個別訪問日程調整（1回目） | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | | |
| ⑩チェックリストの取りまとめ | | | | | ■ | ■ | ■ | | | | | | | |
| ⑪個別訪問の中間分析補助 | | | | | ■ | ■ | ■ | | | | | | | |
| ⑫検討会（2回目）の日程調整・資料作成 | | | | | | | ■ | | | | | | | |
| ⑬検討会（2回目） | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| ⑭個別訪問日程調整（2回目） | | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| ⑮個別訪問の分析補助 | | | | | | | | | ■ | ■ | ■ | | | |
| ⑯検討会（3回目）の日程調整・資料作成 | | | | | | | | | | | ■ | ■ | | |
| ⑰検討会（3回目） | | | | | | | | | | | | ○ | | |
| ⑱報告書等作成の補助 | | | | | | | | | | | | ■ | ■ | |

パイロット事業の進め方とスケジュール



荷主の皆様へ ご存知ですか？ トラックドライバーの 労働時間のルールを



● 労働時間のルール「改善基準告示」 厚生労働大臣が定めた基準です

| | |
|---------------------------|--|
| 拘束時間 (始業から終業までの時間) | <ul style="list-style-type: none"> ・1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内) ・1か月 293 時間以内 |
| 休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間) | <ul style="list-style-type: none"> ・継続 8 時間以上 |
| 運転時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・2日平均で、1日あたり 9 時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり 44 時間以内 |
| 連続運転時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・4 時間以内 |

詳しくは厚生労働省の HP (<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。

過労運転への荷主の関与が判明すると 荷主名が公表されます



● 荷主勧告制度の概要

違反行為

荷主からの
労働時間等の
ルールを無視した
指示・強要
過労運転防止違反
最高速度違反
過積載運行 等

荷主の主體的な関与が
認められる場合

荷主勧告

荷主名及び
事案の概要を公表

(貨物自動車運送事業法第 64 条)

国土交通省から荷主勧告書が発出されます

| | | | | | | | | |
|--|-------------------------------|-------------------------------|----------|----------|--------|-------------|-------|------|
| 勸告 | | | | | | | | |
| <p>貴社依頼に係る運送において、下記のとおり、貨物自動車運送事業者が〇〇違反をしていた事実があり、当〇〇運輸局で所要の調査を行った結果、当該違反行為が主に貴社の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該事業者への処分のみによっては、当該違反行為の再発防止が困難であると認められた。</p> | | | | | | | | |
| <p>違反事実</p> <table border="1"> <tr> <td>違反内容</td> <td>① (過労運転防止違反・過積載運行・最高速度違反 等の別)</td> </tr> <tr> <td>② 違反事業者名</td> <td>株式会社〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>③ 違反日時</td> <td>平成〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td>④ 積載品</td> <td>〇〇〇〇</td> </tr> </table> | 違反内容 | ① (過労運転防止違反・過積載運行・最高速度違反 等の別) | ② 違反事業者名 | 株式会社〇〇〇〇 | ③ 違反日時 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | ④ 積載品 | 〇〇〇〇 |
| 違反内容 | ① (過労運転防止違反・過積載運行・最高速度違反 等の別) | | | | | | | |
| ② 違反事業者名 | 株式会社〇〇〇〇 | | | | | | | |
| ③ 違反日時 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 | | | | | | | |
| ④ 積載品 | 〇〇〇〇 | | | | | | | |
| <p>なお、当運輸局は、上記事案について、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで〇〇違反を行った事業者の車両を使用停止 (〇台・〇日間) する行政処分を行ったところである。</p> <p>ついでに、今般、貨物自動車運送事業法第 64 条に基づき、貴社に対して、貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全の確保を阻害する行為を是正し、当該違反行為の再発防止を図るため、次の措置をとるべきことを勧告する。</p> <p>(荷主の行為に応じた勧告内容を記載)</p> <p>なお、事実関係等についての問い合わせがある場合は、下記まで連絡されたい。 (問い合わせ先 〇〇運輸局自動車交通部〇〇 〇〇〇〇 電話 〇〇-〇〇〇〇)</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇第 号)</p> <p>〇〇〇〇株式会社 御中</p> <p style="text-align: right;">〇〇運輸局長 印</p> | | | | | | | | |

荷主がトラック事業者に対して、労働時間等のルールが守れなくなる行為を強要すると、荷主勧告の対象となり、荷主名が公表される場合があります。

① 非合理的な到着時間の設定



② 手待ち時間の恒常的な発生



③ やむを得ない遅延に対するペナルティの設定



④ 積み込み前に貨物量を増やすような急な依頼



過労運転や無理な運行は大きな事故につながります。



トラック業界における長時間労働の 抑制に向けた取組について

平成28年8月22日

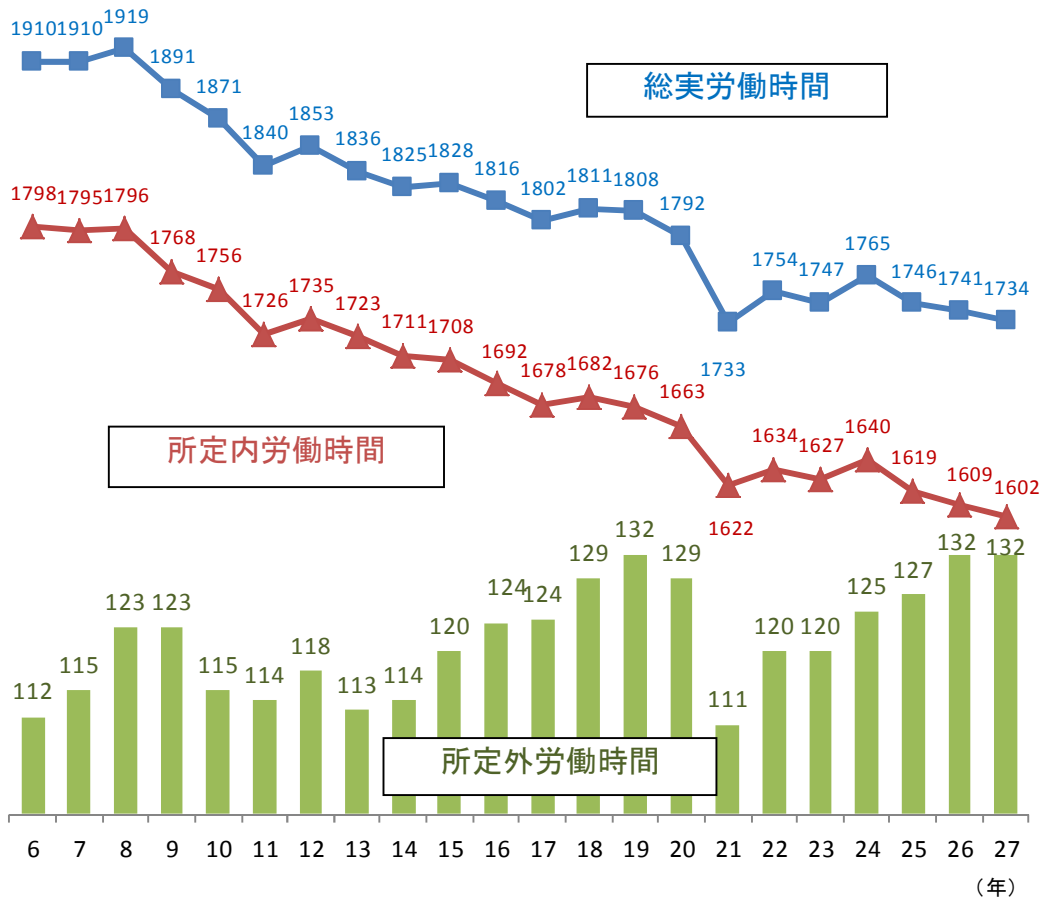
厚生労働省岐阜労働局

年間総実労働時間の推移

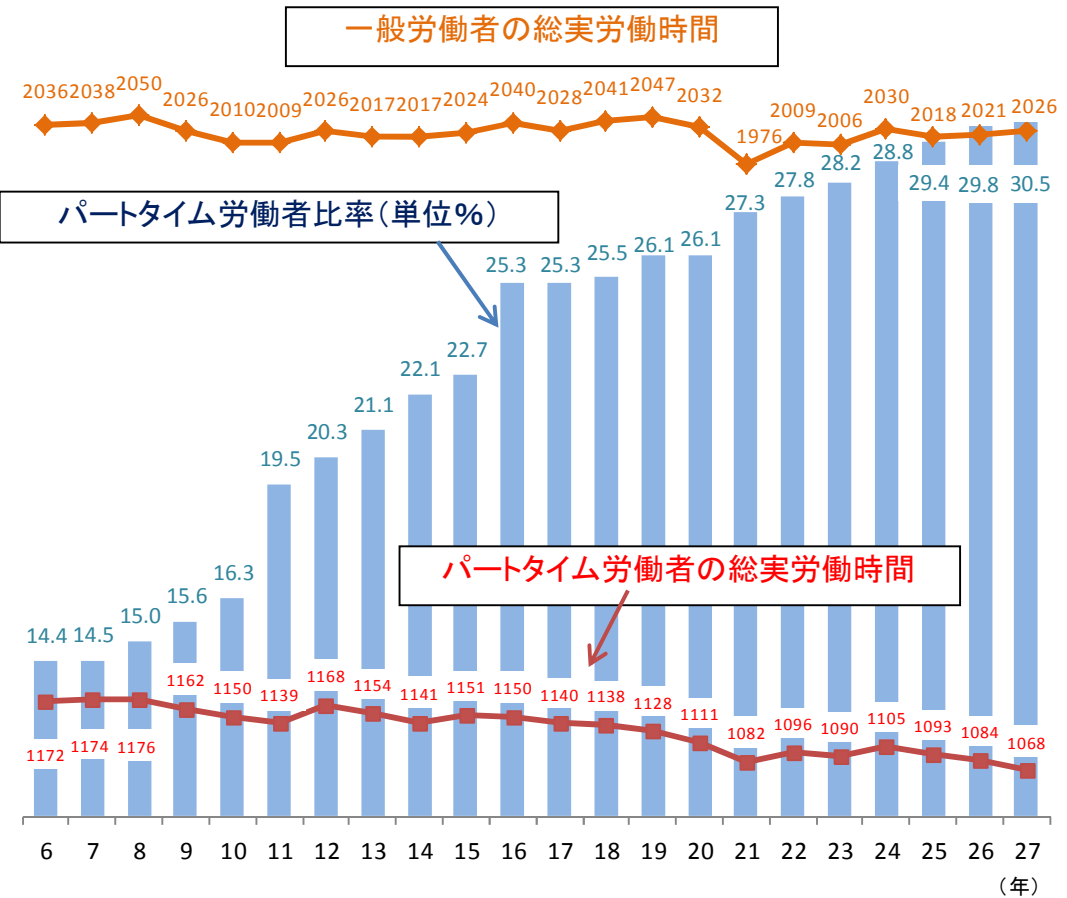
年間総実労働時間は減少傾向で推移しているが、これは一般労働者（パートタイム労働者以外の者）についてほぼ横ばいで推移するなかで、平成8年頃からパートタイム労働者比率が高まったこと等がその要因と考えられる。

なお、平成21年には、前年秋の金融危機の影響で製造業を中心に所定内・所定外労働時間がともに大幅に減少したが、その後、総実労働時間は1700時間台半ばで推移している。

年間総実労働時間の推移（パートタイム労働者を含む）



就業形態別年間総実労働時間及びパートタイム労働者比率の推移



(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(注) 事業所規模5人以上

(資料出所) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」
(注) 事業所規模5人以上

週労働時間別雇用者等の推移

週の労働時間が60時間以上の者の割合は、全体では近年低下傾向で推移し、1割弱となっているが、30代男性では16.0%と、以前より低下したものの高水準で推移している。

| | 平成16年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 週60時間以上の者 | 639万人 | 490万人 | 474万人 | 464万人 | 450万人 |
| | 12.2% | 9.1% | 8.8% | 8.5% | 8.2% |
| 週35時間以上 週60時間未満の者 | 3354万人 | 3412万人 | 3327万人 | 3284万人 | 3358万人 |
| | 64.0% | 63.7% | 61.6% | 60.5% | 61.3% |
| 週35時間未満の者 | 1237万人 | 1436万人 | 1568万人 | 1651万人 | 1634万人 |
| | 23.6% | 26.8% | 29.0% | 30.4% | 29.9% |
| 合計 | 5243万人 | 5359万人 | 5399万人 | 5432万人 | 5474万人 |

30代男性で週労働時間60時間以上の者

| | 平成16年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|---------------------|-------|-------|------------------|------------------|------------------|
| 30代男性で週60 時間以上の者 | 200万人 | 144万人 | 135万人 (124万人) | 126万人 (115万人) | 115万人 (105万人) |
| | 23.8% | 18.2% | 17.6% (17.2%) | 17.0% (16.5)% | 16.0% (15.6)% |

※ 資料出所:総務省「労働力調査」

※ 上の表は雇用者についてのもの。ただし、「30代男性で週労働時間60時間以上の者」については、雇用者だけでなく自営業主と家族従業者を含んだ数値により作成。なお、平成25年以降の括弧内については、雇用者のみの数値により作成。

法定時間外労働の実績について

- すべての雇用者に占める1か月の法定時間外労働の実績を見たとき、1か月の時間外労働が「80時間超」「100時間超」(過労死等の認定基準)である雇用者の割合は、合計でそれぞれ15.9%、8.2%
- 職種別では、「医師」「生活衛生サービス職業従事者」「飲食物調理従事者」「自動車運転従事者」などで特に割合が高い

| | 1か月の法定時間外労働が60時間超の雇用者の割合 | | |
|-----------------|--------------------------|----------------|-----------------|
| | | うち80時間超の雇用者の割合 | |
| | | | うち100時間超の雇用者の割合 |
| 合計 | 25.5% | 15.9% | 8.2% |
| 管理的職業従事者 | 24.0% | 15.1% | 7.9% |
| 専門的・技術的職業従事者 | 25.9% | 15.7% | 7.9% |
| 研究者 | 21.8% | 13.0% | 4.4% |
| 医師(歯科医師、獣医師を除く) | 53.9% | 43.8% | 30.2% |
| 教員 | 38.4% | 26.0% | 14.3% |
| 事務従事者 | 15.8% | 8.5% | 3.8% |
| 販売従事者 | 33.8% | 22.3% | 11.6% |
| サービス職業従事者 | 28.3% | 20.0% | 11.9% |
| 生活衛生サービス職業従事者 | 49.4% | 37.5% | 20.9% |

| | 1か月の法定時間外労働が60時間超の雇用者の割合 | | |
|--------------|--------------------------|----------------|-----------------|
| | | うち80時間超の雇用者の割合 | |
| | | | うち100時間超の雇用者の割合 |
| 飲食物調理従事者 | 45.0% | 36.2% | 24.5% |
| 保安職業従事者 | 29.9% | 20.4% | 12.0% |
| 農林漁業従事者 | 32.8% | 21.0% | 10.8% |
| 生産工程従事者 | 22.7% | 12.5% | 5.6% |
| 輸送・機械運転従事者 | 43.7% | 33.0% | 19.6% |
| 自動車運転従事者 | 53.3% | 42.1% | 25.7% |
| 建設・採掘従事者 | 31.4% | 19.3% | 10.3% |
| 運搬・清掃・包装等従事者 | 25.3% | 16.7% | 8.8% |
| 分類不能の職業 | 27.4% | 18.9% | 10.4% |

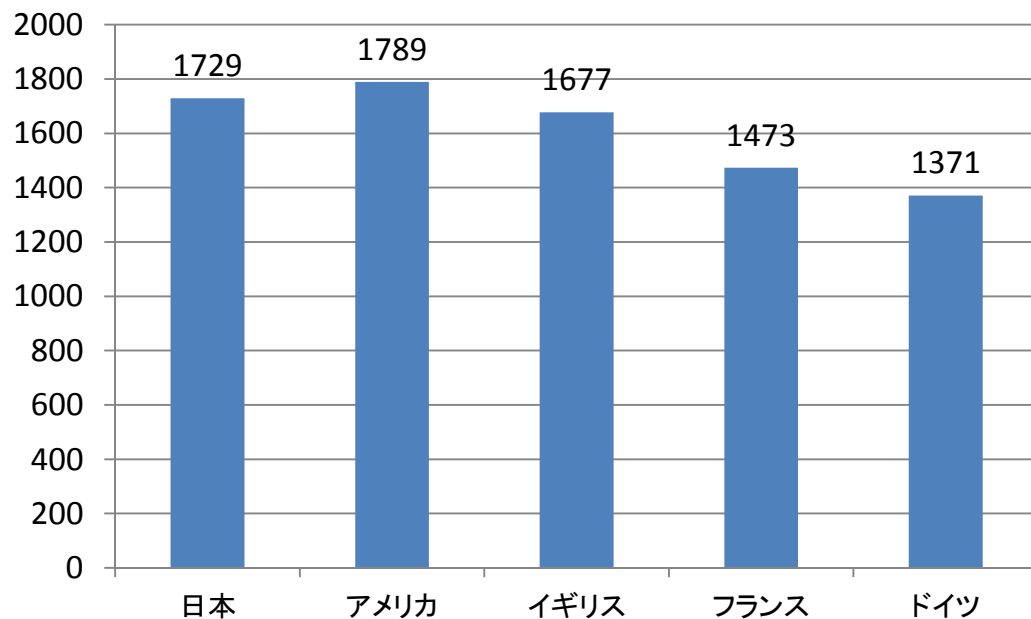
(出典)総務省・平成24年就業構造基本調査を用いて試算

年平均労働時間と長時間労働者の各国比較

- 日本は欧州諸国と比較して、年平均労働時間が長い。
- また、週の労働時間が40時間以上の者の割合が高く、特に49時間以上の者の割合が高い。

○年平均労働時間

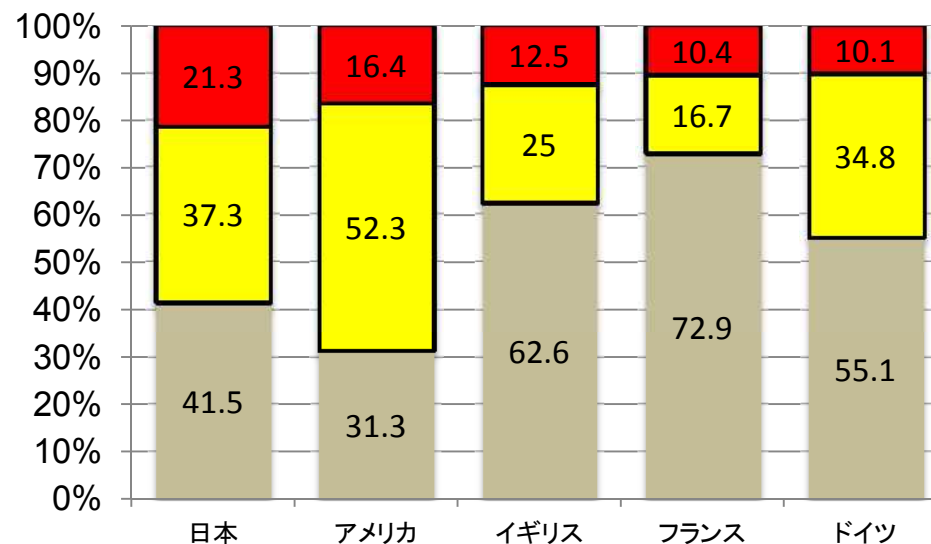
(時間)



(資料出所)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2016」

○長時間労働者の構成比(週当たりの労働時間)

■ 40時間未満 ■ 40~48時間 ■ 49時間以上



(資料出所)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2016」
ILO「ILOSTAT Database」

<事務局注>

※ 年平均労働時間は、2014年の各国の就業者一人当たりの年間労働時間を示す。

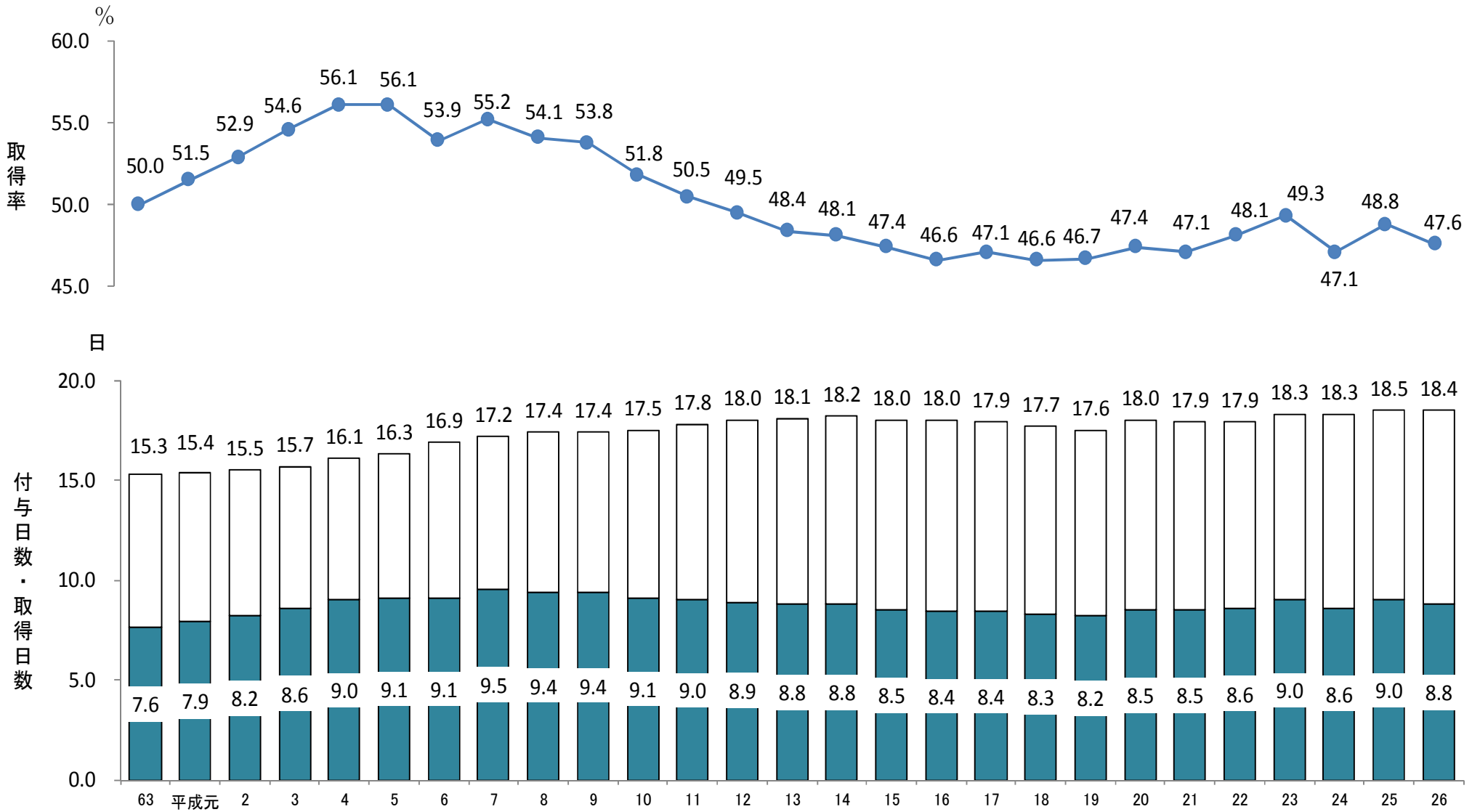
<事務局注>

※ 長時間労働者の構成比については、2014年の各国の就業者一人当たりの週労働時間を示す(アメリカのみ2013年)。データは、ILO「ILOSTAT Database」(日本は総務省「労働力調査」)による。

※ 端数処理のため、計100%とはならない(日本、イギリス)。

年次有給休暇の取得率等の推移

年次有給休暇の取得率については、近年5割を下回る水準で推移している。

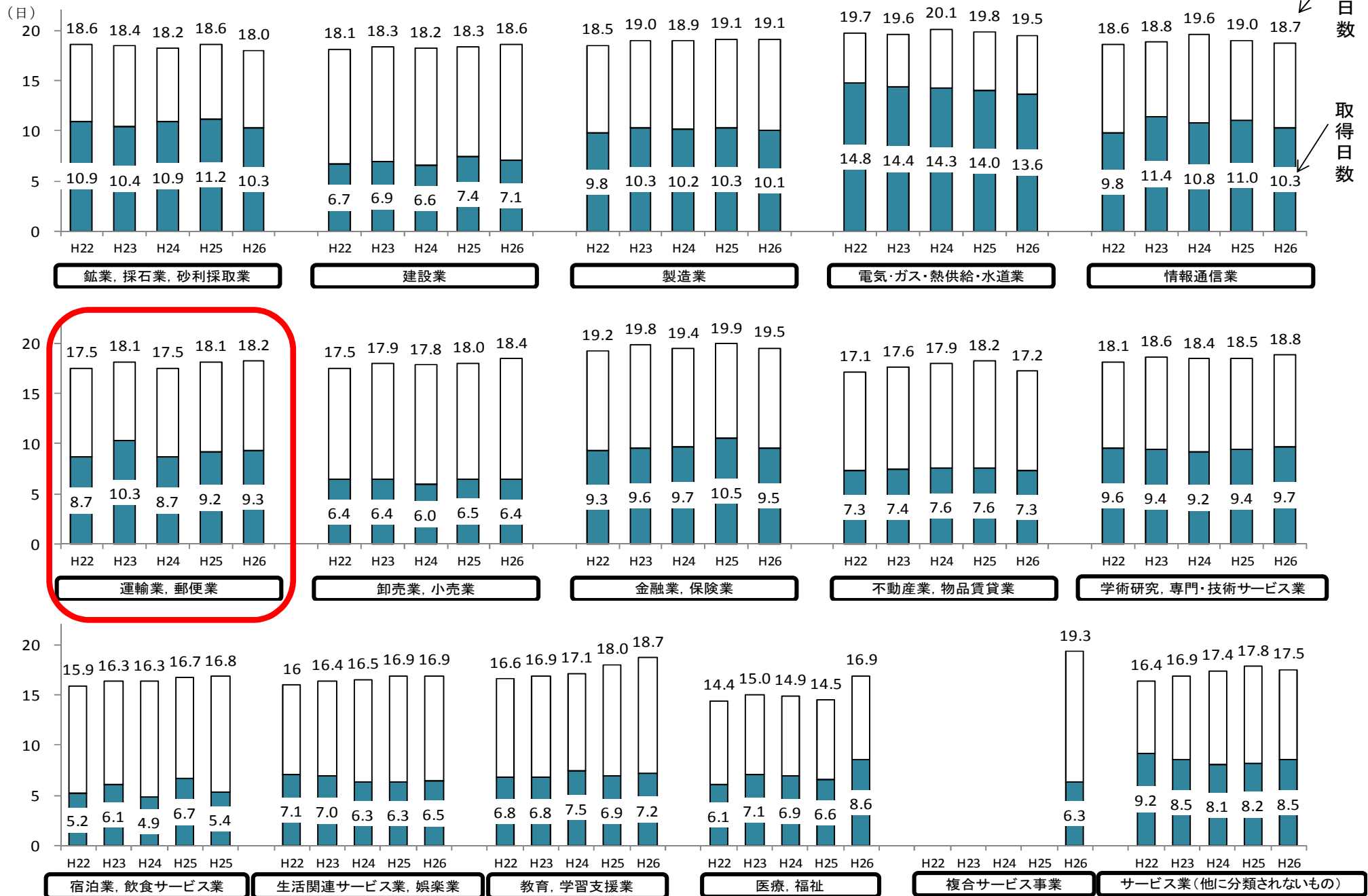


(資料出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」(平成11年以前は「賃金労働時間制度等総合調査」による)

- (注) 1) 「対象労働者」は「常用労働者」から「パートタイム労働者」を除いた労働者である。
 2) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。「取得率」は、全取得日数/全付与日数×100(%)である。
 3) 平成18年以前の調査対象:「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」→平成19年以降の調査対象:「常用労働者が30人以上の民営企業」
 4) 平成25年以前の調査対象:「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」→平成26年の調査対象:「常用労働者が30人以上の民営法人」(※医療法人等の会社組織以外の法人を調査対象に加えた)
 なお、平成25年と同一の調査対象で時系列で比較した場合、平成26年の年次有給休暇の取得率は47.3%となる。

年

産業別労働者1人平均年次有給休暇の付与日数及び取得日数の推移



資料出所:厚生労働省「就労条件総合調査」

(注) 1) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。

2) 「取得率」は、全取得日数/全付与日数×100(%)である。

※「運輸業、郵便業」について、H23のデータ(平成24年調査)より平成21年経済センサス-基礎調査による抽出替えを行ったことから、平成19年10月に民営化された郵便事業(株)が新たに調査対象となった。
 ※H26のデータ(平成27年調査)より調査対象が「常用労働者が30人以上である会社組織の民間企業」から「常用労働者が30人以上である民間法人」に変更され、更に「複合サービス事業」が調査対象に追加された。

長時間労働削減対策の取組状況 (長時間労働削減推進本部設置(平成26年9月)以降これまでの取組)

1. 月100時間超の残業が行われている事業場等に対する監督指導の徹底 (平成27年1月～)

- 監督の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、指導
- 法違反を是正しない事業場は、送検も視野に入れて対応 (送検した場合には企業名等を公表)

| 実施事業場 (平成27年4月～12月) | 労働基準関係法令違反 が認められた事業場 | (主な違反状況) | |
|------------------------|-------------------------|------------------|---------------|
| | | 違法な時間外労働 (※) | 賃金不払残業 |
| 8,530事業場 | 6,501事業場 (76.2%) | 4,790事業場 (56.2%) | 813事業場 (9.5%) |

※ 時間外・休日労働協定(36協定)なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど。

2. 監督指導・捜査体制の強化

過重労働事案であって、複数の支店において労働者に健康被害のおそれがあるものや犯罪事実の立証に高度な捜査技術が必要となるもの等に対する特別チーム「過重労働撲滅特別対策班」(通称「かとく」)の新設(平成27年4月～)

☞ 東京労働局・大阪労働局に設置 (これまで、全国展開する3企業について書類送検を実施)

(東京かとく:小売業(27年7月、28年1月)、大阪かとく:飲食業(27年8月))

3. 情報の提供・収集体制の強化

インターネットによる情報監視(平成27年7月～)

☞ インターネット上の求人情報等を監視・収集し、労働基準監督署による監督指導等に活用

通報:407件(平成27年7月～平成28年3月)うち231件に監督指導(予定含む)

【参考】平日夜間・土日に、労働条件に関する電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」を設置(平成26年9月～) 相談:29,124件(平成27年4月～平成28年3月)

地方公共団体の労働関係部署や大学等の就職相談窓口と連携した情報収集(平成27年度)

地方公共団体へ依頼(平成28年2月)

4. メンタルヘルス対策の強化

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害等に関する相談に対応する電話相談窓口「こころほっとライン」を新設(平成27年9月～) 相談:2,896件(平成27年9月～平成28年3月)

5. 過重労働解消キャンペーンの重点監督

平成27年11月の「過重労働解消キャンペーン」に、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して重点監督を実施。

➡ 法令違反の場合は、是正指導

5,031事業場に対し重点監督を実施し、3,718事業場(73.9%)に労働基準関係法令違反が認められたため、是正を指導

違法な長時間労働を繰り返している企業に対する指導・公表について

概要

長時間労働に係る労働基準法違反の防止を徹底し、企業における自主的な改善を促すため、社会的に影響力の大きい企業が違法な長時間労働を複数の事業場で繰り返している場合、都道府県労働局長が経営トップに対して、全社的な早期是正について指導するとともに、その事実を公表する。

【平成27年5月18日より実施】

⇒ 平成28年5月、千葉労働局長から小売店等の棚卸請負業を営む企業の経営トップに対して、指導・公表

都道府県労働局長による指導・公表の対象とする基準

指導・公表の対象は、次のⅠ及びⅡのいずれにも当てはまる事案。

Ⅰ 「社会的に影響力の大きい企業」であること。

⇒ 具体的には、「複数の都道府県に事業場を有している企業」であって「中小企業に該当しないもの（※）」であること。

※ 中小企業基本法に規定する「中小企業者」に該当しない企業。

Ⅱ 「違法な長時間労働」が「相当数の労働者」に認められ、このような実態が「一定期間内に複数の事業場で繰り返されている」こと。

1 「違法な長時間労働」について

⇒ 具体的には、①労働時間、休日、割増賃金に係る労働基準法違反が認められ、かつ、②1か月当たりの時間外・休日労働時間が100時間を超えていること。

2 「相当数の労働者」について

⇒ 具体的には、1箇所の事業場において、10人以上の労働者又は当該事業場の4分の1以上の労働者において、「違法な長時間労働」が認められること。

3 「一定期間内に複数の事業場で繰り返されている」について

⇒ 具体的には、概ね1年程度の期間に3箇所以上の事業場で「違法な長時間労働」が認められること。

法規制の執行強化

(1) 執行面の対応として労働基準監督署による監督指導を強化【速やかに実施】

○月残業100時間超から**80時間超**へ重点監督対象を拡大

現状 月100時間超残業が疑われる全ての事業場を対象

約8500事業場に監督(27年4~12月)
違法な残業が行われていたのは6割弱
うち 月80時間超の残業があったのが約8割
月100時間超の残業があったのが約6割



対応 月80時間超の事業場も対象(年間約2万事業場)
(自主点検を求め、確認できた全ての事業場に監督)
⇒ 過労死認定基準を超えるような残業が行われている事業場に重点的に対応していく

○監督指導・捜査体制の強化・**全国展開**

現状 東京局・大阪局に「かとか」を設置
(27年4月~書類送検 3件)



対応 本省に対策班を設けて広域捜査の指導調整
労働局に長時間労働を指導するための担当官を設置

(2) 取引の在り方や業界慣行に踏み込んだ取組等

○ 長時間労働の原因となり得る、「手待ち時間の発生」や「短納期発注」などの取引環境・条件の改善に向けた取組を、業界や関係省庁(国土交通省や、中小企業庁・公正取引委員会)と連携して行う

- リーディングカンパニーでの先進的事例の周知・広報の実施、更なる働きかけ
- 過重労働等への相談方法の周知を行い、相談を確実に実施する

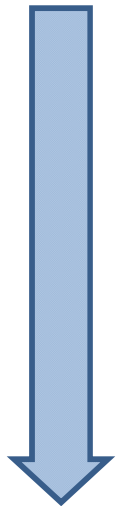
その他の取組

重点監督対象の拡大

全数監督対象の範囲の拡大（100時間超から80時間超へ）

現状

月100時間超の残業が疑われる全ての事業場
（平成27年1月～。年間1万事業場）



約8500事業場に監督（27年4～12月）

- 違法な残業が行われていたのは6割弱
うち 月80時間超の残業があったのが約8割
月100時間超の残業があったのが約6割
- 健康障害防止措置の改善を指導したものが約8割
うち 残業を月80時間超以内に削減するよう指導したのが約3/4

対応

月80時間超の残業が疑われる全ての事業場（試算：年間2万事業場）

働き方改革の一層の推進

◆ 本省と都道府県労働局が連携して、下記の取組を実施

- ① 企業の自主的な働き方の見直しの推進
- ② 地域における働き方改革の気運の醸成
- ③ 都道府県労働局と地方公共団体の連携 等

働き方改革の実施には、労働基準法の遵守を超えた、働き方そのものの見直しが必要で、企業トップの強いリーダーシップが不可欠。

本省幹部による**業界の** リーディングカンパニーへの訪問

- ➡ 平成28年5月末までに、63社(*)を訪問
* 日新火災、カルビー、伊藤忠商事、富士ゼロックス など
- ➡ 引き続き、働きかけを実施

都道府県労働局長による**地域の** リーディングカンパニーへの訪問

- ➡ 平成28年5月末までに、全国で約900社を訪問
- ➡ 都道府県労働局に、労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置(前述)
* 全局に本部を設置し、自治体・労使団体と連携の上働き方改革を推進
- ➡ 管内の企業トップへの働きかけを実施

◆ 先進的な取組事例等について、**ポータルサイトを**活用して**情報発信**(平成27年1月30日開設)

- ➡ **企業**が「働き方・休み方改善指標」を用いて診断を行い、その結果に基づき対策を提案
- ➡ **社員**が「働き方・休み方改善指標」を用いて診断を行い、自らの働き方・休み方を振り返る機会を提供
- ➡ 地方公共団体における働き方改革の取組事例(知事等のメッセージや宣言など)を掲載

働き方改革について、地域の実情に応じた取組を全国で働きかけ

「働き方・休み方改善ポータルサイト」を利用して働き方改革を進めてみませんか

厚生労働省では、企業の皆さまが社員の働き方・休み方の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開発しました。サイトでは、**専用指標によって企業診断ができる「働き方・休み方改善指標」**や、**「企業における取組事例」**などを掲載しています。社員が自らの働き方・休み方を振り返るための診断も行えます。

長時間労働や休暇が取れない生活が常態化すれば、社員のメンタルヘルスに影響を及ぼす可能性が高くなり、生産性が低下します。また、企業としては、離職リスクの上昇や、イメージの低下など、さまざまな問題が生じることになります。社員のために、そして企業経営の観点からも、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進が求められています。

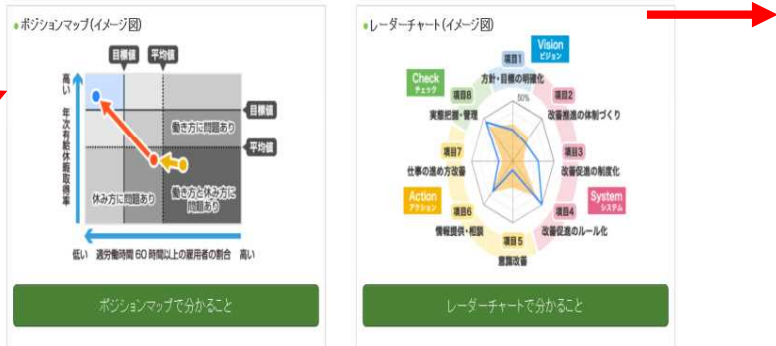
1 働き方改革ツールを提供します



2 専用指標による企業診断ができます

企業向け自己診断

働き方・休み方改善指標(企業向け)とは、企業の人事労務担当者が労働時間や休暇取得の実態や、これに関連する自社の取組や制度を再確認するための指標であり、今後の対策を検討する際に活用することを目的に作成しています。この指標は「ポジションマップ」と「レーダーチャート」の2つで構成されています。



5 企業の取組事例を詳しく紹介します

取組事例

(規定外労働削減・年次取得促進・多様な正社員・経営の働き方・テレワーク)

| | |
|--|--------------------------------|
| 企業名: 伊藤忠商事株式会社 | 所在地: 東京本社(東京都港区) / 大阪本社(大阪府北区) |
| 社員数: 4,343名(2014年4月1日時点) 新設勤務対象社員数: 約2,600名(出向者を除く国内勤務社員) | 業種: 卸売業 |

取組の目的:
残業ありきの働き方を今一度見直し、所定勤務時間外(9:00-17:15)での勤務を基本とした上で夜型の残業休養から新設の勤務へと改め、効率的な働き方の実践を通して、総労働時間の削減を図るもの。

取組の概要:
〇トップメッセージ
本取組は、「長時間労働改善」「多様な働き方推進」の両面から、本社・支店

3 診断結果に基づき対策を提案します



4 提案内容に関連した取組を実施している企業の取組概要を紹介します

企業概要

| | |
|-----|---------|
| 業種 | 卸売業(小売) |
| 社員数 | 4343人 |
| 社員数 | 4343人 |

| 取組内容 | 進捗状況 | 働き方 | 休み方 |
|----------|------------|-----|-----|
| 1.Vision | 〇方針・目標の明確化 | | |
| 2.System | 〇管理推進体制づくり | | |
| | 〇改善推進の制度化 | | |
| | 〇情報提供のルール化 | | |
| 3.Action | 〇意識改革 | | |
| | 〇情報提供・啓発 | | |
| 4.Check | 〇就業状況の把握 | | |
| | 〇労働時間管理 | | |

「働き方・休み方改善ポータルサイト」
<http://work-holiday.mhlw.go.jp>
 (平成27年1月30日開設)

トラック輸送における長時間労働の実態調査 概要

①調査の目的等

- 本調査は、トラック輸送における労働時間の内訳、手待ち時間の詳細、荷役の契約の有無など、長時間労働の実態及び原因を明らかにし、今後の取引慣行の改善など、労働時間短縮のための対策検討に資することを目的とし、**厚生労働省、国土交通省が共同して実施**する。
- 今後、対策を検討・推進していく上で、本調査による正確な実態把握が何よりも重要となることから、円滑かつ正確な情報収集に向けて、調査において報告されたデータ等は統計的に処理し、**運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用しない旨を周知**。

②調査対象者

・地方トラック協会(47協会)の会員事業者で**各都道府県20社以上の事業者から100ドライバー分を回収**することを基本とし、東京・愛知・大阪・北海道は30社以上の事業者から150ドライバー分を回収

③調査内容

ドライバーに下記の各業務に掛かった時間等を記入して頂き、1日の労働時間、業務内容について把握する。(運転日報をより詳しくした調査票をイメージ。**9月の1週間(9/14(月)~9/20(日)の7日間)分を調査対象期間とする。**)

併せて、トラック事業者の属性(保有車両数、ドライバー数、荷主企業との状況等)についても把握し、全国及び各都道府県において傾向を分析する。

- ①始業時間、始業点呼、日常点検、乗務前点呼
- ②発荷主側での手待ち(対象荷主名、手待ちの内容)
- ③発荷主側での荷役(その作業の対象荷主名、荷役の内容及び方法(手荷役、フォーク等)、荷役に対する書面化及び料金收受の有無)
- ④運転時間(一般道路、高速道路(高速料金の支払いの有無)の別)
- ⑤着荷主側での手待ち(対象荷主名、手待ちの内容)
- ⑥着荷主側での荷役(その作業の対象荷主名、荷役の内容及び方法(手荷役、フォーク等)、荷役に対する書面化及び料金收受の有無)
- ⑦終業後の作業、乗務後点呼、終業時間 等

④調査スケジュール

平成27年7月 調査票等を確定

8月 地方トラック協会を經由して対象事業者へ調査票一式を配布

9月 調査実施、調査票の提出

平成27年10~12月 調査票の集計・分析

平成28年2月 中央協議会に結果報告

2~3月 都道府県協議会に結果報告

トラック輸送状況の実態調査(全体版) 結果概要

- 調査概要・有効回答数 運送事業者 1,252 社 ・ドライバー5,029 名 (うち女性 62 名)
・調査期間 平成 27 年 9 月 14 日 (月) ~20 日 (日) の 7 日間

1. 回答ドライバーの概要

- (1) 車種は大型が 57.7%。
- (2) 年齢は 30~59 歳が中心で、総務省「労働力調査」の道路貨物運送業の雇用者数の年齢分布と同傾向。
- (3) 1 運行の走行距離は短・中距離運行 (走行距離 500km 以下) が 85.1% を占め、平均は 297 km。

2. 回答事業者の概要

- (4) 保有台数 21~50 台が最多。次いで 51~100 台で、平均は 57.8 台。

3. ドライバー拘束時間の概要

- (5) 「手待ち時間がある運行」は全体の 46.0%。
- (6) 手待ち時間の平均は 1 時間 45 分で、その分「手待ち時間がない運行」と比べて拘束時間が長くなっている (1 時間 53 分)。
- (7) 短・中距離運行の平均拘束時間が 11 時間台であるのに対し、**長距離運行の平均拘束時間は 16 時間を超えている。**
- (8) 輸送品類別では「農水産品」や「特殊品」、地域別では「九州」で長くなっている。
- (9) 手待ち時間は、「関東」、「近畿」、「中部」で長くなっている。

4. ドライバーの拘束時間等の分析

①

- (10) 1 運行の**拘束時間が 13 時間を超える運行が全体の 36.6%、16 時間を超える運行が全体の 13.0%**ある。
- (11) **16 時間超**の割合は、「大型」、「長距離」、「農水産品」、「九州」で高くなっている。
- (12) **休息期間 8 時間未満の運行が全体で 15.8%**あり、「大型」の割合が高くなっている。
- (13) **調査日 7 日間のうち「休日がなかった」ドライバーが、全体の 9.8%**あり、「大型」の割合が高くなっている。
- (14) **連続運転時間 4 時間超の運行が全体で 10.7%**あり、「大型」、「長距離」、「農水産品」、「九州」の割合が高くなっている。

②

(15) 拘束時間は、高速道路利用割合が高い運行の方が短い。

(16) 手待ち時間がある運行での手待ち時間は、1 運行あたり平均 1 時間 45 分で、うち 1 時間超が 55.1%、2 時間超が 28.7%、3 時間超が 15.1%。

(17) 手待ち 1 回あたりの待ち時間は、平均 1 時間 09 分、1 時間超が 35.0%、2 時間超が 13.8%、3 時間超が 6.2%。

(18) 手待ち時間は発・着荷主において、頻度、時間（1 時間強）とも同程度発生している。

(19) 時間指定がある場合でも、ない場合と同程度の手待ち時間が発生している。

5. 荷役の書面化、荷役料金収受の状況

(20) 荷役に関して書面化しているものが 58.2%ある一方、事前連絡がなく現場で荷役を依頼されたものが 9.5%。

(21) 荷役料金を収受ができていないのは、書面化しているもので 71.2%、事前に口頭で依頼されたもので 54.0%。

(22) 事前連絡がなく現場で荷役を依頼されたものは、80.5%が荷役料金を収受できていない。

(23) 荷役料金の収受ができていない品目は、「廃棄物」、「鉱石・砂利・砂・石材等の鉱産品」など。

6. 荷役、付帯作業の発生状況

(24) 荷役作業の発生割合は、発荷主で 40.8%、着荷主で 59.2%。

(25) 荷役作業の平均時間は、発荷主で 51 分、着荷主で 42 分。

(26) その他付帯作業は、「検品」、「保管場所までの横持ち運搬」、「商品仕分け」が多く、割合の高い品目は、付帯作業により差異がみられる。

7. 事業者調査結果

(27) ドライバーの拘束時間、労働時間、運転時間等全ての時間について、「泊付き輸送」の方が長い傾向にある。

(28) ドライバーは全体の 7 割弱で不足しており、保有車両台数が多い事業者ほど不足感が強い。

(29) 不足している場合の対応としては、「下請・傭車で対応」が最も多いが、「対応できず輸送を断っている」ケースも半数近くの事業者で生じている。

長時間労働の改善等に向けたパイロット事業(実証実験)について

1. 事業の目的・概要

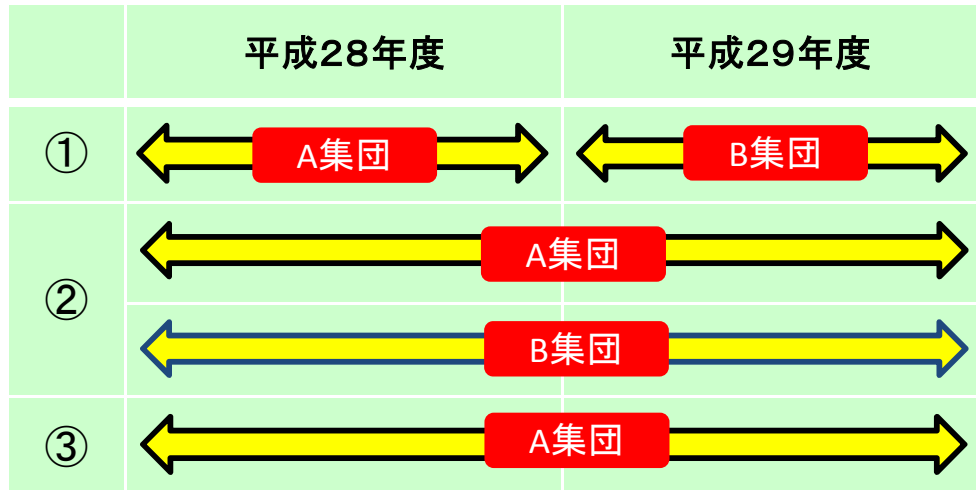
- トラック運転者の長時間労働等の改善に向け、地域の事情を踏まえた実践的な議論を進めるため、各都道府県において発荷主・着荷主及び運送事業者を構成員とする集団(以下「対象集団」という)がパイロット事業(実証実験)を実施。
- 実施事例は、中央・地方協議会でのさらなる議論(ガイドラインの策定を含む)に活用。

2. 事業の内容

- 対象集団は、各地方協議会で、トラック輸送状況の実態調査結果(都道府県別の集計分)やこれまでの議論等を踏まえて、それぞれ選定。
- 対象集団は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、①荷主及び運送事業者の現状の分析や課題の洗い出し、②課題に対する解決手段の検討、③解決手段の実践、④検証等を経て、トラック運転者の長時間労働等の改善を図る。
- 平成28年度及び平成29年度の2年間で、全国で約100事例を目途に実施。

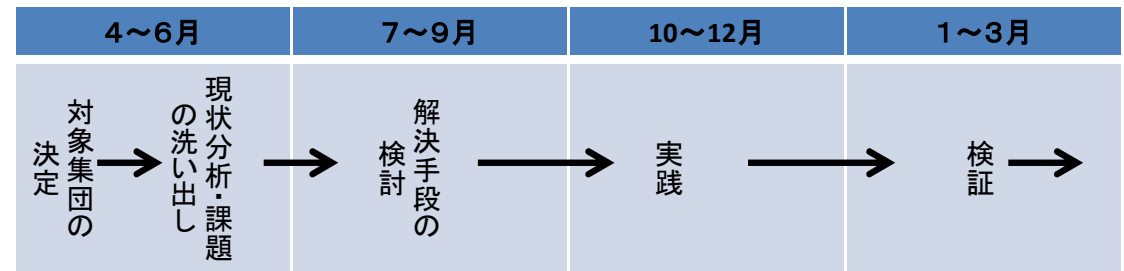
パイロット事業の実施方法(想定)

- ①平成28年度1件実施、平成29年度1件実施
- ②平成28年度から平成29年度にかけて平行して2件実施
- ③平成28年度に1件実施、同じ集団で別の角度から平成29年度も実施

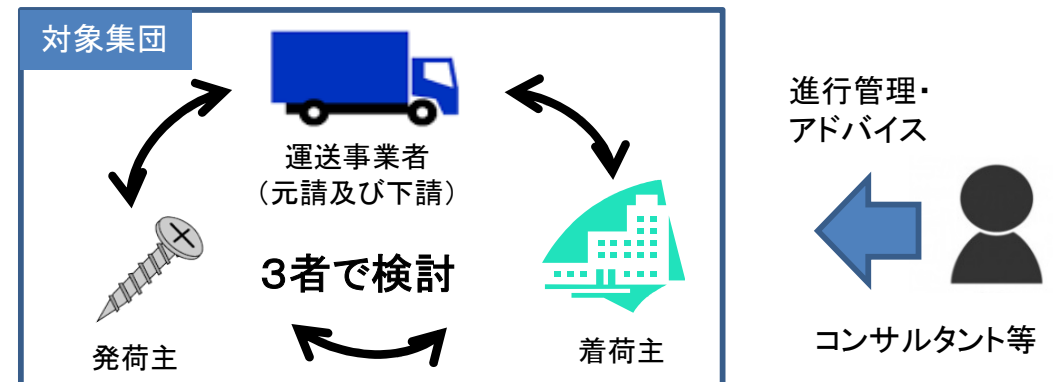


※②、③については、各年度で実施状況のとりまとめは実施

(参考1)スケジュールの例



(参考2)パイロット事業イメージ図



荷主向けリーフレットの作成について

長時間労働など労働条件の課題はトラックドライバーの人材確保の難しさにもつながっており、荷主の側でもドライバー不足の実感が広がり、対策の必要性が認識されてきています。一方で、長時間労働の削減には荷主の協力が不可欠であり、その前提として、荷主の皆様へ、トラックドライバーに関わる法令等の理解を深めていただくことが肝要だと認識しております。

このため、この度、厚生労働省、国土交通省及び全日本トラック協会は合同で、荷主の皆様に向けた「改善基準告示」及び「荷主勧告制度」に関するリーフレットを作成いたしました。この周知を通して、トラックドライバーの労働条件の改善を後押ししてまいります。

荷主の皆様へご存知ですか？ トラックドライバーの労働時間のルールを

● 労働時間のルール「改善基準告示」厚生労働大臣が定めた基準です

| | |
|---------------------------|---|
| 拘束時間 (始業から終業までの時間) | <ul style="list-style-type: none"> 1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内 (15 時間超えは 1 週間 2 回以内) 1 か月 293 時間以内 |
| 休憩期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間) | <ul style="list-style-type: none"> 連続 8 時間以上 |
| 運転時間 | <ul style="list-style-type: none"> 2 日平均で、1 日あたり 9 時間以内 2 週間平均で、1 週間あたり 44 時間以内 |
| 連続運転時間 | <ul style="list-style-type: none"> 4 時間以内 |

詳しくは厚生労働省の HP (<http://www.mhlw.go.jp/haw/info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。

過労運転への荷主の関与が判明すると 荷主名が公表されます

● 荷主勧告制度の概要

国土交通省から荷主勧告書が発出されます

違反行為

荷主からの労働時間等のルールを無視した指示・強要

過労運転防止違反
最高速度違反
過積載運行 等

荷主の主体的な関与が認められる場合

荷主勧告

荷主名及び事案の概要を公表

(貨物自動車運送事業法第 64 条)

国土交通省から荷主勧告書が発出されます

国土交通省 厚生労働省 JTA 全日本トラック協会

荷主がトラック事業者に対して、労働時間等のルールが守れなくなる行為を強要すると、荷主勧告の対象となり、荷主名が公表される場合があります。

① 非合理的な到着時間の設定

荷物の準備ができていないから、出発時間があと2時間遅れるけど、到着時間はそのまま頼むよ。

休憩しないで走り続けても間に合うかどうか...

② 手持ち時間の恒常的な発生

いつも手持ち時間が発生していますので、時間設定や積込場所を変えるなど改善していただけませんか？

そんなことを言うのはキミの会社だけだよ。

③ やむを得ない遅延に対するペナルティの設定

すみません！事故渋滞がひどくて遅くなってしまいました。

理由はどうあれ遅れたから運賃を減額するよ。

④ 積込み前に貨物量を増やせよという急な依頼

重量オーバーになるかもしれないけど、追加でこの荷物も積んで運んでくれる？

この荷物を積んだら出発時間も遅くなるし、過積載になってしまうよ...

過労運転や無理な運行は大きな事故につながります。




国土交通省 厚生労働省 JTA 全日本トラック協会

中小企業事業主に対する「職場意識改善助成金」の支給

平成28年度予算額 267,978千円

助成金制度の概要

中小企業事業主が労働時間等の設定改善をするための計画を策定し、「所定外労働時間の削減」、「年次有給休暇の取得促進」等の必要な措置を講じ、効果的に実施した場合に助成金を支給する。

助成内容等

<支給対象となる取組例>

- ◇労働時間管理の適正化に資する機器等（労務管理用ソフトウェア・機器、デジタル式運行記録計等）の導入・更新
- ◇労働能率の増進に資する機器等（自動車修理業の自動車リフト、自動洗車機、トラックに装着する荷揚げ用装置等）の導入・更新
- ◇社会保険労務士によるコンサルティング

<助成額>

助成割合は助成対象の費用の最大3/4、最小1/2 上限額100万円

働き方・休み方改善コンサルタント

働き方・休み方改善コンサルタント制度の概要

- 恒常的な長時間労働の実態にある事業場に対し、働き方・休み方の改善のための相談、助言・指導を行うことを目的として、都道府県労働局に配置
 - 「働き方」の改善に加え、「休み方」に重点を置いた改善も意識しつつ、仕事の組み立て方や就労の仕方を見直す等、「働き方」と「休み方」を総合的に改善していくための相談、助言・指導
- ※ 「休み方」の改善 ⇒ 効果的な疲労の回復につながるような休日・休暇の付与・取得に改善していくこと

取組内容

- 働き方・休み方の改善に関する相談への対応や助言・指導を行うことにより、改善策の自主的検討・実施を推進
 - ・業種及び職種等の特性に応じた働き方・休み方の改善のための企業の診断及び改善指導(個別訪問)の実施
 - ・長時間労働の抑制等に向けた経営者の意識改革のための体験・参加型研修会(働き方・休み方の事例研究・課題解決)の実施
 - ・助成金支給企業に対するフォローアップとしてのコンサルティングの実施
 - ・その他、電話・窓口相談への対応

中部運輸局自動車交通部

平成28年7月29日定例記者懇談会資料



連絡先

国土交通省中部運輸局

自動車交通部 貨物課 五條、寺倉

TEL 052-952-8037

「トラック運送業の物流環境改善セミナー in中部」を開催します！！

中部運輸局では、トラック運送事業者及び荷主に対して、物流現場における長時間労働とドライバー不足の実態と課題を共有化することを目的として標記セミナーを開催します。

記

1. 日時
平成28年9月20日（火）14：00～16：30
（開場13：30受付開始）
2. 開催場所
長良川国際会議場 4F 大会議室（岐阜市長良福光2695-2）
3. 参加対象者
トラック運送事業者及び荷主企業（入場無料・先着200名）
4. プログラム
 - ①. 物流の商慣行について（仮）（朝日大学 准教授 土井 義夫 氏）
 - ②. 物流現場における課題と改善点の見える化事業及びトラック輸送状況の実態調査結果の概要報告（仮）（中部運輸局自動車交通部貨物課）
 - ③. 物流環境改善事例の報告（アイカ工業（株）物流部長 安川 浩保 氏）
5. 申し込み方法
別添参加申込書を、中部運輸局自動車交通部貨物課
（FAX：052-961-0816）までご送信ください。

トラック運送業の物流環境改善セミナー in中部

参加ご案内

日頃より運輸行政にご理解・ご協力賜り誠にありがとうございます。

トラック運送事業においては、総労働時間が長く、手待ち時間などの実態がある為、ドライバーが不足する事態をまねいており、昨年度より各都道府県に「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」を設置して、実態調査、課題の抽出、改善方策等について協議しております。

中部各県で行われた同協議会において、荷主及びトラック事業者への各課題に対する周知の必要性が指摘されており、荷主・事業者皆様と物流現場の課題と問題点を共有すべく、「トラック運送業の物流環境改善セミナー in中部」を開催することとなりましたのでご案内します。

つきましては、ご多忙のこととは存じますが、皆様の当セミナーへのご参加をお待ちしております。

1. 開催予定日

平成28年9月20日（火） 14:00～16:30（開場13:30）

2. 主催 中部運輸局

3. 会場:長良川国際会議場 4F 大会議室（岐阜市長良福光2695-2）

4. 参加対象者

トラック運送事業者及び荷主企業（入場無料・先着200名）

5. プログラム

1. 物流の商慣行について（仮）（朝日大学 准教授 土井 義夫 氏）
2. 物流現場における課題と改善点の見える化事業及びトラック輸送状況の実態調査結果の概要報告（仮）（中部運輸局 自動車交通部 貨物課）
3. 物流環境改善事例の報告（アイカ工業(株) 物流部長 安川 浩保 氏）

6. お申し込み

次ページの参加申込書を、中部運輸局自動車交通部貨物課（FAX：052-961-0816）までご送信ください。（申込〆切平成28年9月12日（月））

連絡先:中部運輸局自動車交通部貨物課
 FAX : 052-961-0816 (TEL : 052-952-8037)
 申込〆切平成28年9月12日(月)

トラック運送業の物流環境改善セミナー in中部

参加申込書

| | | | |
|----------|------|-----------|--|
| 貴社名 | | 所属 支部 | |
| 住所 | | | |
| 電話番号 | | | |
| FAX番号 | | | |
| 業種(該当に〇) | 荷主企業 | トラック運送事業者 | |

| 参加者氏名 | 所属部署等 | ご役職 |
|-------|-------|-----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

長良川国際会議場のご案内



| 駐車場名 | 駐車台数 | 料金 |
|-------------------------|----------|------------------------------|
| 長良川駐車場 | 20台 | 無料 |
| 長良川国際会議場岐阜都 ホテル共同駐車場 | 189台 | 30分100円 |
| 岐阜メモリアルセンター 南駐車場 | 普通車 269台 | 普通車3時間まで100円以 降30分毎100円加算 |

〒502-0817
 岐阜県岐阜市長良福光2695-2
 長良川国際会議場 4F大会議場
 TEL : 054-250-8777
 URL : <http://www.g-ncc.jp>